

大牟田市請負工事検査基準

(趣旨)

第1条 この検査基準は、大牟田市請負工事検査要綱(以下「検査要綱」という。)第6条の規定に基づき大牟田市が発注する請負工事の検査に必要な基準を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この検査基準は、大牟田市が発注したすべての請負工事に適用する。

(検査内容)

第3条 検査は、当該工事の目的物を対象として、契約書、設計書、仕様書、図面及びその他関係書類(以下「契約図書」という。)に基づき、次に掲げる事項に準拠して実施し、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、その適否の判定を行うものとする。

(1) 福岡県土木工事検査基準

(2) 福岡県土木工事技術管理基準

(3) 土木工事施工管理の手引き(福岡県)

(4) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書(建築工事編)

(5) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)

(6) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)

(検査の方法)

第4条 室検査員等(検査要綱第2条第1号の室検査員および同条第2号の検査員をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる方法により検査を行わなければならない。

(1) 観察による判定

(2) 実測による判定

(3) 照合による判定

(4) 資料による判定

(5) 機械等の機能上の確認

(工事実施状況の検査)

第5条 工事実施状況の検査は、契約書等の履行状況、工程管理、安全管理、工事施工状況及び施工体制等の工事管理状況に関する各種の記録(写真、ビデオによる記録を含む。)と契約図書とを対比し、別表に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

第6条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、第3条各号に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図及び写真等のより当該出来形の適否を判定することが困難な場合は、室検査員等は、大牟田市工事請負契約約款第31条第2項の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査(以下、「破壊検査」という。)を行うものとする。

(品質の検査)

第7条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比し、第3条各号に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料及び写真等のより当該品質の適否を判定することが困難な場合は、室検査員等は、必要に応じて破壊検査を行うものとする。

(出来ばえの検査)

第8条 出来ばえの検査は、仕上げの状態、通り、すり付け等の程度及び全般的な外観について目視や観察により行うものとする。

(検査のための準備)

第9条 室検査員等は、検査を実施するにあたっては、請負者に検査に必要な書類及び器具類等を準備させるものとする。

2 土木工事等に係る検査においては、工事完成区間には必ず測点、距離および主要構造物の各種寸法をペイント等で明記させるものとする。

付 則

この基準は、昭和63年10月1日から適用する。

一部改正 平成15年4月1日

付 則

この基準は、昭和17年8月1日から適用する。

付 則

この基準は、平成21年4月1日から適用する。

別表(第5条関係)

工事の実施状況の検査留意事項

項 目		関係書類	内 容
1	契約図書等の履行状況	契約書、仕様書、施工計画書、各種承認願い、工事打合簿等	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況その他契約書等の履行状況
2	工事施工状況	施工計画書、工事打合簿、その他関係書類	工法研究、施工方法及び手戻りに対する処理状況、現場管理状況
3	工程管理	実施工程表、工事打合簿	工程管理状況及び進捗内容
4	安全管理	契約図書、安全管理写真、工事打合簿	安全管理状況、交通処理状況及び措置内容、関係法令の遵守状況
5	施工体制	施工計画書、施工体系図、施工体制台帳	適正な施工体制の確保状況